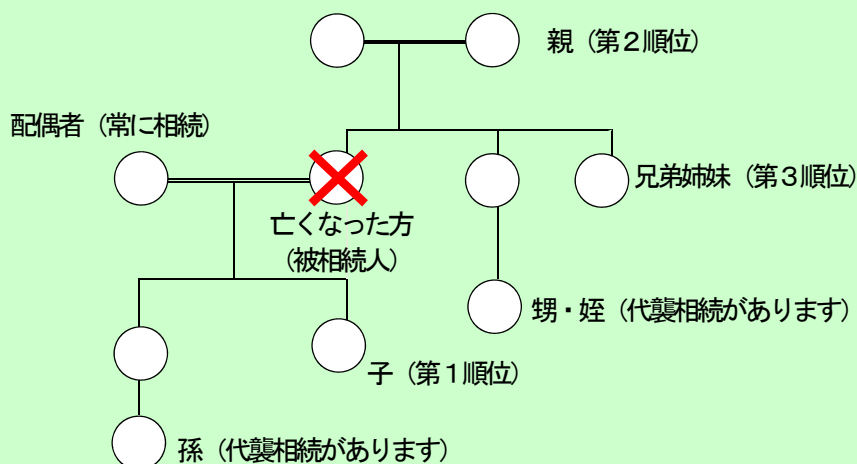


※ 本書面の情報は平成29年5月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります

ご家族が亡くなると、自動的に相続が始まります。相続問題について、よくあるご相談をまとめました。

Q1 誰が相続するの？



亡くなった方を「被相続人」、相続する方を「相続人」と言います。
配偶者(夫・妻)がいれば、配偶者は必ず相続人になります。
子がいれば子が、子がいなければ親が、親もいなければ兄弟姉妹が、配偶者とともに相続人になります。
子同士、親同士、兄弟姉妹同士は同順位となります。
相続発生前に、子が亡くなっても、子に子(孫)がいれば、孫が子に代わって相続します(代襲相続)。
子が亡くなっていて、孫やひ孫・・・(どこまでも繰り下がります)がいなければ、親が相続人になります。
兄弟姉妹の中で、被相続人より先に亡くなっている方がいて、その方に子がいれば、その子も代襲相続をしますが、兄弟姉妹の場合は、代襲するのは子(甥・姪)までです。

Q2 どんな割合で相続するの？

- 配偶者はいるが、子どもも親も兄弟姉妹もない → 配偶者が全部
- 配偶者と子 → 配偶者が1/2・子どもが1/2 (子が2人なら、1/4ずつ)
- 配偶者と親 → 配偶者が2/3, 親が1/3 (両親ともいれば、1/6ずつ)
- 配偶者と兄弟姉妹 → 配偶者が3/4, 兄弟姉妹が1/4 (兄弟が3人いれば、1/12ずつ)

Q3 借金が残っているけど、それも相続するの？

相続では、現金、預貯金や土地などのプラスの財産も、借金などのマイナスの財産も、どちらも相続することになります。

Q4 必ず、相続はしなければいけないの？

- 相続人は、相続について、次の三つから選ぶことができます。
- 1 単純承認 相続人が、被相続人の権利や義務をすべて受け継ぐ
 - 2 相続放棄 相続人が、被相続人の権利も義務も一切受け継がない
 - 3 限定承認 相続人が、相続によって得た財産・権利の限度で被相続人の負債・義務を受け継ぐ(相続人全員の了解が必要です。)

Q5 いつまでに、三つから選べばいいの？

相続人は、自分のために相続の開始があったことを知ったとき(Q8参照)から、3ヶ月の間(熟慮期間)に、単純承認、限定承認又は相続放棄をしなければなりません。
ただし、特定非常災害の指定があった場合は、この熟慮期間が延長されることがあります。

Q6 3ヶ月以内に何もしないとどうなるの？

3ヶ月以内に、相続放棄も、限定承認もしない場合、原則として単純承認したものとされますが、3ヶ月を過ぎてもあきらめずに弁護士にご相談ください(Q8参照)。

Q7 気をつけることがありますか？

被相続人の財産の一部を使ったり、相続の対象となる負債を支払うと、単純承認をしたことになる可能性があります。放棄や承認を決める前に、相続財産を使用したり、債務を支払ったりしないように気をつけてください。ただし、例外的に使用が認められる場合もありますので、被相続人の財産を使う必要があるときには、事前に弁護士にご相談ください。

Q8 「自分のために相続の開始があったことを知ったとき」とはいつのこと？

原則として、被相続人が死亡したことを知り、自分が相続人であることを知ったときです。
しかし、財産や負債は何もないと思っていたのに、後に負債があることを知ったときは、そのときに相続の開始があったことを知ったときとされる可能性があります。弁護士にご相談ください。

Q9 3ヶ月以内に決められないときはどうしたらいいの？

大規模災害では、ご家族が亡くなったことは分かっていても、財産のすべてを把握することができなかつたり、ある程度把握はできていても、相続するのか、放棄するのかを決められないということが十分に考えられます。
その場合、3ヶ月の熟慮期間を伸ばすことができます。

Q10 3ヶ月の熟慮期間を伸ばすにはどうしたらいいの？

相続が開始したことを知ったときから3ヶ月以内に、家庭裁判所に対して、熟慮期間の伸長の申立をしなければなりません。

Q11 期間伸長の申立には、いくらかかるの？どんな書類が必要なの？

名古屋家庭裁判所の場合、800円分の収入印紙、80円切手5枚と10円切手5枚がかかります(平成29年5月1日現在)。ただし、裁判所によって異なる場合があります。
書類としては、被相続人の住民票除票又は戸籍附票、除籍謄本、改正原戸籍謄本、申立をする相続人の戸籍謄本が必要です。
申し立てる方によって、ほかに書類が必要になる場合があります。書類が集まらない場合、とりあえず申立をして、後で書類を出すということもできます。詳しくは家庭裁判所にご相談ください。

Q12 熟慮期間の延長、相続放棄、限定承認は、どこに申立をすればいいの？

被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所です(郵送も可)。

<最後の住所地>

- 名古屋市・西春日井郡・豊明市・日進市
清須市・北名古屋市・愛知郡・春日井市
小牧市・瀬戸市・尾張旭市・長久手市
津島市・愛西市・弥富市・あま市・海部郡 → 名古屋家庭裁判所
052-223-3411
- 一宮市・稲沢市・犬山市・江南市
岩倉市・丹羽郡 → 名古屋家庭裁判所一宮支部
0586-73-3162
- 半田市・常滑市・東海市・大府市
知多市・知多郡 → 名古屋家庭裁判所半田支部
0569-21-0354
- 岡崎市・額田郡・安城市・碧南市
刈谷市・西尾市・知立市・高浜市
豊田市・みよし市 → 名古屋家庭裁判所岡崎支部
0564-51-8950
- 豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市
新城市・北設楽郡 → 名古屋家庭裁判所豊橋支部
0532-52-3237

Q13 どのくらい熟慮期間を伸ばせるの？

どのくらいの期間伸ばすかは、裁判所が裁量で決めます。場合によっては、半年、1年、それ以上の期間伸長が認められる場合もあります。

Q14 期間伸長後、注意することは何ですか？

期間の伸長が認められた場合には、その期間内に、放棄、単純承認、限定承認を決めなければなりません。その期間内に決められないときは、再度、期間を伸長する申立をしてください。忘れると、相続放棄が認められなくなってしまいます。